

### 第3章

## 台湾における環境影響評価制度の形成と その運用の政治問題化

寺尾 忠能

#### はじめに

台湾の環境政策は、権威主義体制下の1970年代前半から行われ始めたが、水質、大気、廃棄物管理など、個別媒体ごとの汚染管理に関する法律の制定が中心に行われ、その施行細則や行政組織の整備は遅れ、十分な実効性をともなうものになっていなかった。環境行政が本格的に始まったのは、民主化が進みつつあった1987年に中央政府内に行政院環境保護署が設置されて以降のことといえる。急速な産業化、経済成長にともなって産業公害などの環境破壊も著しくなっていたが、人々の生活環境悪化に対する不満は政治的に抑圧され、行政も問題を把握できず、マスメディアによる報道も行われず、ほとんど顕在化しなかった。

権威主義体制からの政治的自由化、民主化の進展が、台湾各地での激しい公害紛争の発生、環境保護運動の活発化、市民の環境意識の高まりなどを通じて、環境政策の形成に対して強い社会的圧力として働いた。台湾においては、環境政策の進展のためには、政治的自由の進展と民主化が不可欠であった。中央政府に行政院環境保護署が設立されて以降は、個別の汚染規制だけではなく、より包括的な環境管理政策も打ち出されるようになった。環境影響評価制度に代表されるような、新たな開発による環境破壊を予防すると同

時に、開発計画予定地周辺の地域や環境保護運動団体などの市民の意見を開発計画に反映し、必要な情報を公開しながら広範な議論に基づき多様な利害を調整する仕組みが、環境政策、開発政策のなかに採り入れられつつある。このように、台湾の環境政策の形成過程は、市民の意見を採り入れながら経済開発政策にかかわる利害を調整する制度が、公共行政の一部として定着する過程であり、それらは一連の動きとして描き出すことができる。

本章では、民主化の進展以後の環境政策のなかで、とくに環境影響評価制度の形成とその政治化の過程をみることによって、上記のような調整過程の形成を明らかにすることをめざす。第1節ではおもに環境影響評価の制度化以前の環境行政について、その発達過程と政治的自由化、民主化の進展とのかかわりを論じる。第2節では環境影響評価法の成立の政治過程、第3節では環境影響評価制度の概要を示す。第4節では、近年の環境影響評価制度における評価過程の政治問題化と司法の関与の拡大について、具体的な開発計画を事例に論じる。第5節では、以上の考察に基づき、環境政策への市民参加の拡大が、開発と環境の議論を通じた台湾の民主化の進展と、その定着の過程の一部として描き出される。

## 第1節 環境行政の発達過程と環境影響評価法の制定

台湾の第2次世界大戦後の経済成長は著しく、とくに1960年代、1970年代にはGDPが実質で年平均10%近い高い成長を維持し続けた。1991年には1人当たりGDPが1万米ドルを超えた。このような著しい経済成長の結果、環境に対する負荷が急激に拡大した。しかし、環境政策の整備は、経済成長の進展と環境への負荷の拡大の速度に比べて大幅に遅れた。経済開発を推進し、経済的に豊かになることによって、政治的自由の抑圧を正当化していた台湾の国民党政権は、急速な産業化にともなう環境への負荷の増大を無視し続け、問題への取り組みを遅らせ、事態をいっそう深刻化させた。環境対策

の費用をかけないことによって、さらなる経済成長のための設備投資を優先させることが可能になった。また、政治的自由を抑圧することによって、既存の環境破壊や、大規模開発によるさらなる環境破壊の拡大に対する市民の不満、不安と抗議が抑え込まれ、問題の顕在化を大幅に遅らせた。既存の問題に対する対策の遅れと、適切な対策がとられない大規模開発が実施された。

以上のような、環境対策を犠牲にした経済開発は、1980年代初めからの政治的自由化、民主化の進展と並行して、環境保護運動が各地で頻発したことによって、大きく転換を迫られた。政府は環境行政の制度と組織を整備し、環境政策に初めて積極的に取り組んだ。環境政策が民間企業の環境対策を促し、初めて環境の改善に向けて動き出した。政治的自由化、民主化を求める政治運動と、環境保護運動をはじめとするさまざまな社会運動は相互に影響を与えながら並行して行われ、民主化、政治的自由化と、環境対策の進展の原動力、社会的な圧力となった。

台湾の環境行政は、1971年に行政院のなかにあった内政部衛生局が独立して行政院衛生署が設立され、そのなかに環境衛生処が設置された時点にさかのぼることができる。これ以前には、環境政策はおろか、その前史といえる公衆衛生政策についてさえ、中央政府に独立した組織をもっていなかった。行政院衛生署の設立以来、さまざまな規制法が整備される。1974年に水污染防治法、廃棄物整理法が、1975年に空気污染防治法が、それぞれ公布された。しかし、いずれも施行細則や汚染物質排出基準などが十分に定められておらず、実効性がある規制は行われていなかった。1982年に行政院衛生署内で環境保護処が環境保護局に昇格し、經濟部水資源統一規画委員会が担当していた水質汚濁対策と行政院衛生署環境保護処が担当していた大気污染防治対策を一元化して引き継いだ。

1987年に行政院環境保護署が設立されて、初めて中央政府に独立した環境行政組織ができた。この時期は、1980年代初めから段階的に進んだ政治的自由化、民主化にともなって、それまで表面化しなかった産業公害、環境破壊が台湾各地で顕在化し、大きな社会問題となっていた。それまでは政治的に

抑え込まれていた公害紛争、環境紛争や開発計画に対する反対運動が各地で行われるようになっていた。産業公害や開発計画に対して地域住民が行う自発的な抗議、反対運動は「自力救済」と呼ばれる。自力救済の運動では、被害者、関係者らは、司法や行政を頼りにせず、汚染排出者や開発主体、中央政府などに直接出かけて抗議し、多くの場合に集団的な実力行使を行い、しばしば汚染排出源の操業を停止させ、設備の一部を破壊した。

1987年の行政院環境保護署設立以降、既存の環境汚染規制法の強化と、新たな分野での立法がつぎつぎと行われた。1992年の「公害糾紛処理法」（公害紛争処理法）に続いて、1994年に「環境影響評価法」（環境影響評価法）が制定され、大気、水質、廃棄物処理などの個別の規制法以外の環境法の整備が進められた。大気、水質、廃棄物処理などの個別の規制法でも、行政院環境保護署の成立以来、つぎつぎと改正が行われ、施行細則の整備も進み、環境汚染の規制においても、その実効性が高められていった。

政府の環境政策の基本的な方針を示す「環境基本法」については、行政院環境保護署が設置されて以来、1980年代後半からその制定に向けて準備が進められ、広範な議論が行われていたが、意見の調整が十分にできず、基本法が制定されないまま、個別の環境法の整備、改正が行われていった。2000年に民主進歩党（民進党）政権が誕生して以後、環境基本法の制定が再び試みられ、2002年12月に環境基本法が公布された。環境基本法の重要な特徴として、「公民訴訟」の条項が挙げられる。公民訴訟は、環境に影響を与える経済開発、経済活動から直接影響を受ける地域住民ではなくても、弁護士や環境保護運動団体が公益を代表して訴訟の当事者となることができる制度である。公民訴訟の制度は、大気、水質、廃棄物などの個別の規制法にも、環境影響評価法にも、それぞれの改正によってすでに取り込まれている。

## 第2節 環境影響評価法制定の過程

中央政府の経済設計委員会（経済建設委員会の前身）は、1975年にアメリカの環境影響評価制度の解説を機関誌に発表し、政府機関として初めて環境影響評価を国内に紹介した。行政院衛生署は1979年に環境影響評価制度を導入する方針を決めた。1980年に「大園工業區環境影響評估計畫」を初めて実施した。台湾省政府も1980年に環境影響評価を実施するための方針をとりまとめた。1980年7月に行政院は、各地方政府（県、市）に対して、重大な開発計画についてはその計画段階で環境影響評価を行うように指示した。1983年7月、行政院衛生署が最初の環境影響評価法の草案を作成しているが、法案提出には至らなかった。1985年10月、行政院は「加強推動環境影響評估方案」を通過させ、14の重大な開発計画について環境影響評価を行うことを決定した。1987年8月に行政院環境保護署が成立して以後は、環境保護署によって環境影響評価法の草案が改めてとりまとめられた。行政院での検討、立法院での審議を経て、1994年12月に環境影響評価法が成立した。環境影響評価法の成立以前は、環境に重要な影響を与え得ると政府が判断した大規模プロジェクトについてのみ、例外的に環境影響評価が行われていたが、成立後は、法律に定められた開発プロジェクトについては原則として環境影響評価が義務づけられることになった。

環境影響評価法の制定過程では、経済界からの目立った反対は表明されなかった。しかし、1983年7月に行政院衛生署が最初に法案をとりまとめた段階では、経済建設委員会の反対によってその手続きが止められている。経済建設委員会が反対した理由は、その法案が経済開発プロジェクトの推進政策に対する障害となり得るものであったからである。以後、環境影響評価法制定という方針自体には経済界からも政府内からも異論は示されなかったが、環境影響評価の具体的な手続きをめぐって政府で議論が続けられ、すみやかな法制定には至らなかった。1987年の行政院環境保護署の成立以後も、行政

院のなかでの調整に3年余り、立法院（国会に相当）への法案提出後も審議にさらに4年の年月を要している。当時の立法院は民主化にともなう改革の途上であり、法案を効率的に審議する体制ではなく、環境影響評価法の審議に要した時間がとくに長かったわけではなかったが、審議の過程で行政院の法案に修正が加えられようとしたことは異例であった。立法院のこの異例の動きが、この法案に対する広範な社会的関心を引きつけた。環境影響評価制度が経済開発プロジェクトの障害となることを懸念した経済建設委員会、經濟部工業局などの中央政府の経済関係担当機関と産業界は、環境影響評価のプロセスへの行政院環境保護署の関与をできるだけ小さくとどめたかった。行政院から立法院に提出された法案は、行政院環境保護署の役割は専門的な知識に基づく助言に限定し、プロジェクトの許認可はそのほかの経済関係担当機関が行うというものであった。

行政院と立法院のこうした動きに対して、民主化の進展で力をつけつつあった台湾環境保護連盟などの環境保護運動団体が強く反発した。学界の有力者らと環境保護運動団体は協力して、野党民進党の立法委員らに働きかけた。当時のもうひとつの野党、新党（環境影響評価法制定の前年、1993年8月に国民党から分裂した少数政党）の協力もあり、環境保護運動団体は環境影響評価法の立法の最終段階でいくつか重要な修正を採り入れることに成功した。もっとも重要な変更は、行政院環境保護署の役割にあった。行政院提出の法案では、環境保護署は開発計画を主導する省庁からの協議を受けるのみの立場だったが、立法院による修正で環境影響説明書・環境影響評価報告書の提出を受ける機関へと変更された。この変更により、行政院環境保護署が環境影響評価の過程で主導的役割を担うことになった。マスメディアなどでは、行政院環境保護署が重大な開発計画に対して事実上の拒否権をもつことになったという解釈も示された。このほかにも、行政院環境保護署に設置されて環境影響説明書・環境影響評価報告書を審査する環境影響評価審議委員会の委員の3分の2を学識者から選ぶこと、プロジェクト周辺住民がその意見を専門家に代弁させる権利を明文化したこと、公聴会の開催を小規模の開発プロ

ジェクトでも行うようにしたこと、政府の政策に対する環境影響評価も制度に採り入れたこと、などが立法院におけるおもな修正箇所であった<sup>(1)</sup>。

環境影響評価法案の立法院での修正には、上述のように野党であった民進党と新党が大きな役割を果たした。環境保護運動団体や学者らは、野党の立法委員を通じて法案に意見を反映させることができた。民進党は台湾独立派や国民党の独裁に反対する地方派閥が連合して1986年に結党された、当時の野党第一党である。民進党は結党以前から、台湾各地の環境保護運動家や反原発運動と強い結びつきをもち、環境保護運動家出身の政治家、立法委員も少なくなかった。民進党と環境保護運動との結びつきは、一貫したものであった。環境影響評価法の成立の過程の特徴は、もうひとつの野党、新党の協力が立法院における法案修正の重要な要因となったことである。

台湾政治を規定しているもっとも重要な要素である「統独問題」(中国との統一か、台湾独立か)では、新党は民進党とは逆の、統一派の最右翼の立場に立つ。新党は1993年、当時の李登輝総統が国民党に属しながらも台湾独立派寄りとみられかねない政策をとっていたことに強く反発した国民党内の統一派が、国民党から分裂してできた政党である。環境影響評価法が成立した1994年当時は、新党がその勢力を急速に拡大しており、少数政党ではあったがその政治的な影響力が強まりつつあった。新党の有力者には、海外で高等教育を受けた若手で、環境保護に熱心な政治家も多かった。国民党の若手改革派だった趙小康は、環境保護に熱心な政治家でもあり、1980年代末には環境保護基本法の制定を熱心に働きかけた実績がある。趙は1991年6月から1992年11月まで、行政院環境保護署の第2代署長を務め、環境影響評価法の立法院での審議でも署長として答弁している。1993年の新党の結党ではその中心人物の1人であった。

新党が結党直後でもっとも政治的に影響力があった時期に、偶然、環境影響評価法案が立法院で審議されて、独立派と統一派のなかの環境政策推進に熱心だった勢力がその利害関心を一致させることにより、従来の立法院の状況では考えられなかったような、環境保護運動団体など市民の意見を採用入

れる形で、法案の大幅な修正が可能になった。独立派と統一派にそれぞれ存在した環境保護に強い関心をもつ勢力が、立法院で連携することが可能となる政治状況が偶然にもこの当時できあがっていた。そして基本的な政治的立場を越えたそのような連携は、この時期のみしか行われなかった。新党は、のちには有力な政治家が国民党に復帰したことなどにより立法院での議席も失い、弱小勢力に転落していった。

### 第3節 環境影響評価制度の概要と運用実績

開発プロジェクトによる環境への悪影響を防ぐためには、プロジェクトによって得られる便益や収益性だけではなく、その環境への影響についても事前に十分に検討する必要がある。環境影響評価制度（Environmental Impact Assessment: EIA）では、開発プロジェクトの内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業の実施主体が自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して行政や市民などから意見を聴き、それらを反映させながら環境保全の観点からより望ましい開発計画を作り上げる。環境影響評価には、個別の開発計画に関するものだけではなく、経済開発政策や環境政策などの政策が実施される際の環境への影響を事前に評価するものも含まれる。

環境影響評価は、事業者の活動を制限する規制的手段というよりも、事業の便益と費用を含むその詳細な内容と環境への影響を明らかにし、影響を受け得る市民や社会全体にわかりやすい形でそれを整理して、広く提供すると同時に、市民の参加を通じて事業にかかわる主体間の利害を調整して社会的合意形成を図り、開発計画にかかわる紛争を事前に防ぐ効果も期待され、情報開示と合意形成、紛争処理の手段とも考えられる。行政は環境影響評価の実施過程を定め、明らかにされるべき情報とその開示方法を指定し、周辺住民や市民との合意形成を助け、事業内容の修正が必要な場合には事業者必



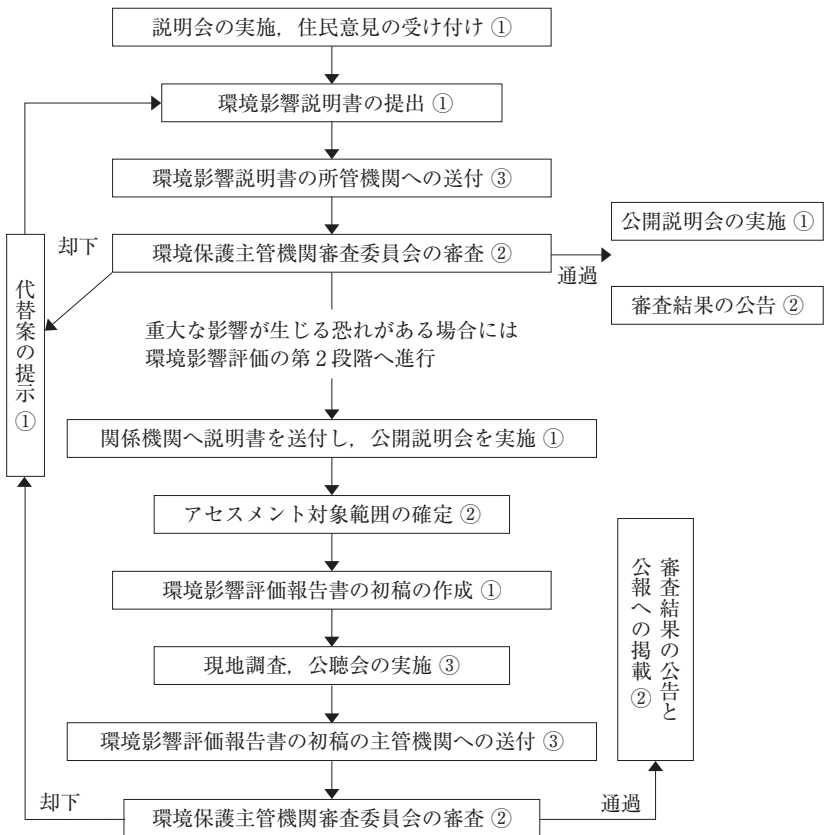
要な助言を行う。

事業の環境への影響を評価するためには科学的な知識が必要であり、専門家の判断も重要となる。また、環境影響評価によって明らかにされる内容は、あくまでも事前の予測であり不確実性がある。リスクをどのように評価するかは、専門家にとっても必ずしも容易ではない。専門家には、科学的データやリスクをわかりやすく市民に伝え、市民の合理的な判断を助ける役割がある。

環境影響評価制度は、アメリカの1969年連邦環境政策法に基づいて1970年に制度化されたものが最初とされ、多くの国々で採用されている。台湾の環境影響評価制度は、1999年に法制化された日本の制度と比較して、市民の参加が制度的に保障されているものである。市民は事業者が作成した環境影響評価報告書の説明を受けるだけの存在ではなく、公式に意見を表明してそれに対する何らかの責任ある回答を受け取ることができる<sup>(2)</sup>。上述のように、こうした市民参加は、1990年から1994年にかけての環境影響評価法の立法院での審議の過程で、環境保護運動団体とその周辺の学識経験者らが、野党勢力に働きかけて、法律に採り入れさせたものであった。しかし、開発予定地域の住民や環境NGOによる反対運動は、環境影響評価制度を必ずしも積極的に利用してこなかった。2001年に「行政程序法」(行政手続法)が施行されたことによって、行政訴訟を以前と比べて容易に行うことができるようになるまでは、環境影響評価制度への市民参加の仕組みを開発に反対する運動が有効に利用することは困難であった。

台湾の環境影響評価制度の手続きを図1でフローチャートに示す。環境影響評価の手続きには、大きく分けて2つの段階がある。開発事業主体は、第1段階で環境影響説明書を作成し、説明会を行い、影響を受ける住民らの意見を受け付け、環境保護政策を主管する政府機関に設置された委員会の審査を受ける。ここで環境への影響が重大であるとされた場合に、環境影響評価の第2段階に進行する。第2段階では、環境影響説明書よりも詳しい環境影響評価報告書の作成が開発事業主体に求められる。また、目的とする事業を

図1 環境影響評価制度の手続きの流れ



(出所) 行政院環境保護署のホームページより作成。

(注) 各段階の実施者は以下のとおり。①開発事業主体, ②環境保護主管政府機関 (行政院環境保護署あるいは地方政府環境保護局), ③目的事業の主管政府機関。

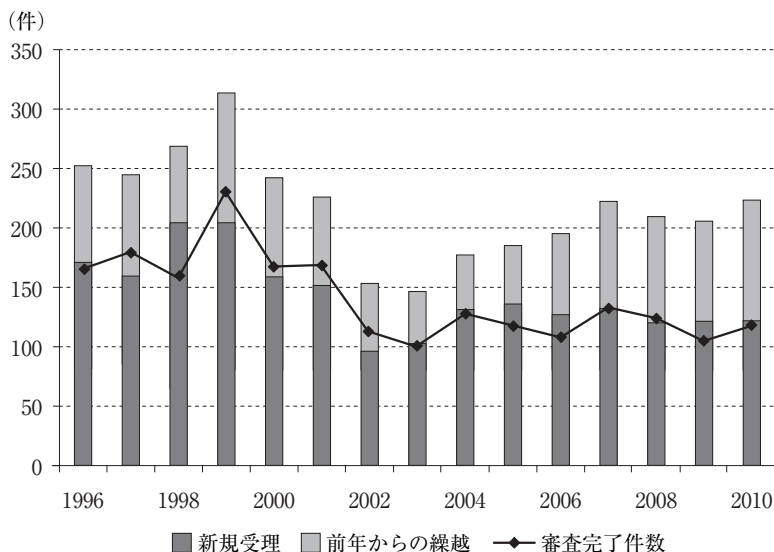
主管する政府機関は、公開説明会に加えて、現地調査と公聴会を開催することを求められる。

これまでの台湾での環境影響評価の実績を図2に示す。環境影響評価制度の審査の入口にあたる第1段階のみの件数に基づく。「新規受理」件数と「前年からの繰越」件数の合計が、各年の審査件数である。各年の合計の審

査件数とその年の「審査完了件数」との差が、翌年の「前年からの繰越」件数となる。新規受理件数も、繰越分と合わせた合計件数も、2000年から2003年までは低下していったが、2004年以降は合計件数の増加の傾向がみられる。新規件数は、2004年に増加した後はむしろ緩やかに低下する傾向がみられる。2004年以降の合計件数の増加傾向は、前年からの繰越件数が増えているためである。「前年からの繰越」の増加から、審査に要する時間が長期化しつつあることが読み取れる（図4に示した「審査完了件数の割合」は、2005年以降低下している）。

図3に、審査完了分の、結果の内訳ごとの件数を示した。無条件で通過する案件は非常に少なく、多くが条件付きで通過している。また、環境影響説明書を評価した後により詳しい環境影響評価報告書の提出を求める第2段階

図2 環境影響評価制度による審査件数の推移（第1段階）



(出所) 行政院環境保護署統計室『環境保護統計年報』各年版より作成。

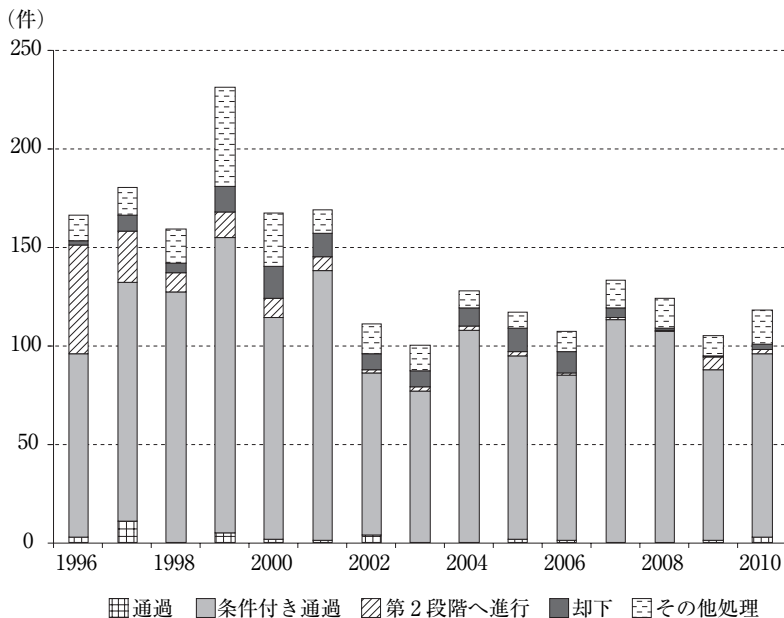
(注) (1) 「新規受理」と「前年からの繰越」の合計が各年の審査件数。各年の合計の審査件数とその年の「審査完了件数」との差が、翌年の「前年からの繰越」に相当する。

(2) 第1段階の環境影響説明書の審査のみで、第2段階は含まない。

への進行は、制度導入初期の1990年代末から2002年頃までは一定の割合でみられたが、近年はその割合が低下している（図4）。評価の結果、却下された件数、その割合も低下し、2008年以降はとくに少なくなっている（図3）。また、図5に示したように、評価完了件数のうちの通過と条件付き通過の和の割合は、上昇傾向にあり、2004年以降はおおむね80%を超えている。

すでにみたように、図5では審査完了件数の割合が低下していることも示されているが、これは審査に要する時間が長期化していることを示唆している。年内に審査が完了しなかった件数の割合が近年は約50%に迫っており、各案件の審査に要する時間が平均で1年近くに及んでいると推測される。一方で、審査が完了した案件のうちでは、条件付きを含めた通過件数の割合が高まっている。図5から、審査にかかる時間は長期化しているが、完了した

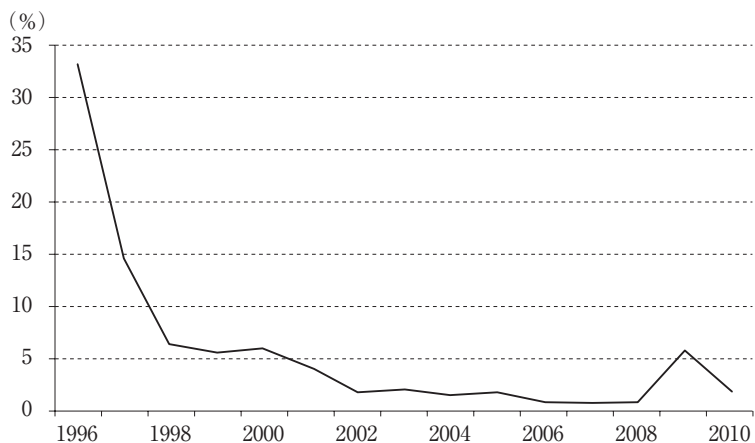
図3 環境影響評価審査完了分の内訳（第1段階）



（出所） 行政院環境保護署統計室『環境保護統計年報』各年版より作成。

（注） 第1段階の環境影響説明書の審査のみで、第2段階は含まない。

図4 第1段階の審査完了分のうち第2段階へ進出した割合



(出所) 行政院環境保護署統計室『環境保護統計年報』各年版より作成。

図5 審査完了件数の割合と、そのうちの通過件数の割合（第1段階）

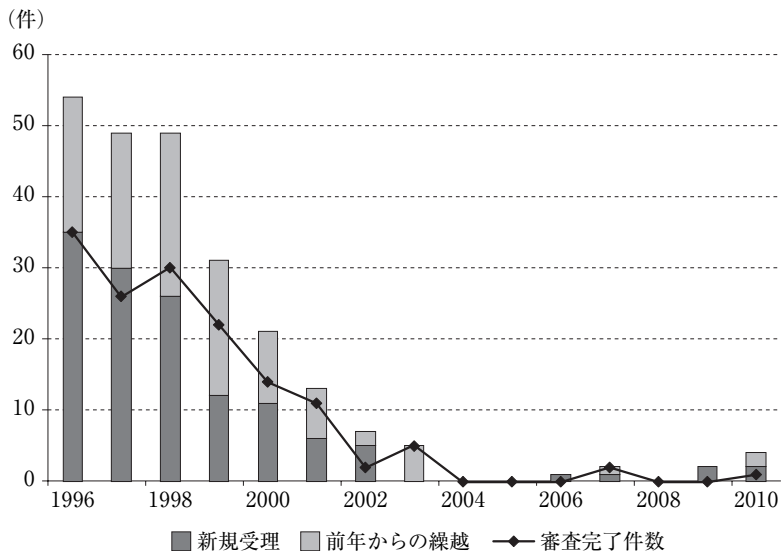


---- 審査完了件数の割合    ——— 審査完了件数中の通過（条件付きを含む）件数の割合

(出所) 行政院環境保護署統計室『環境保護統計年報』各年版より作成。

(注) 第1段階の環境影響説明書の審査のみで、第2段階は含まない。通過件数は条件付き通過を含む。

図6 環境影響評価制度による審査件数の推移（第2段階）



(出所) 行政院環境保護署統計室『環境保護統計年報』各年版より作成。

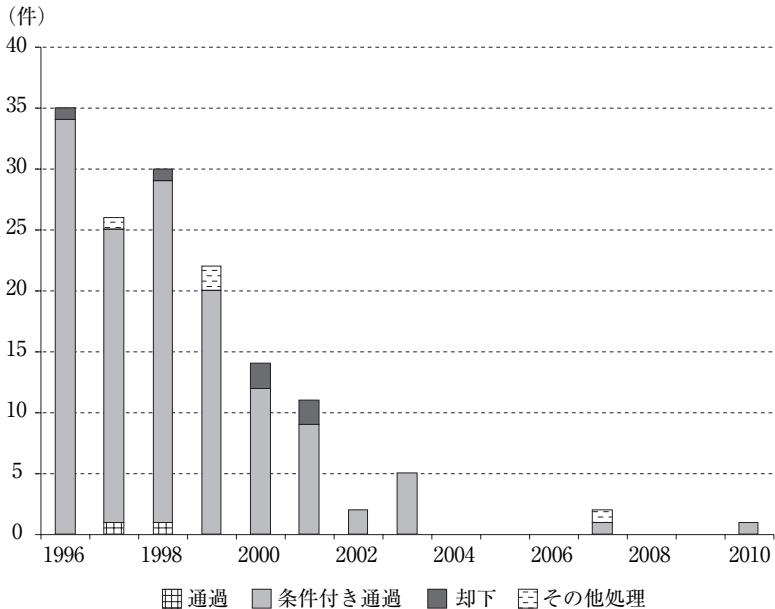
(注) (1) 「新規受理」と「前年からの繰越」の合計が各年の審査件数。各年の合計の審査件数とその年の「審査完了件数」との差が、翌年の「前年からの繰越」に相当する。

(2) 第2段階の環境影響評価報告書のみ。

場合の審査結果は条件付きを含めて通過する割合が高まったことがわかる。

第2段階の環境影響評価報告書の審査についても、第1段階についての図2、図3と同様の各年の実績を図6、図7に示した。第2段階へ進行する案件数は環境影響評価制度の導入当初から減少し続け、2004年以降は年間数案件程度で、まったく案件がない年もある。翌年への繰越の割合は多く、審査にかかる時間は第1段階よりも長い傾向がみられる(図5、図6)。第2段階に進行した案件の多くは、条件付きではあっても通過している案件がほとんどである。第1段階での通過の割合がまだ比較的低かった1996年から2001年頃でも、第2段階に進行した案件はその多くが審査を通過している(図7)。第1段階よりも審査に時間がかかっているが、第2段階に進行した案件は却

図7 環境影響評価審査完了分の内訳（第2段階）



(出所) 行政院環境保護署統計室『環境保護統計年報』各年版より作成。  
 (注) 第2段階の環境影響評価報告書のみ。

下されるものは少なく、最終的には通過するものがほとんどであった。

以上、図2から図7では各年ごとの実績をもとに分析した。各案件の個票のサンプルを用いて分析した湯京平・邱崇原 [2010] でも、同様の傾向が示されている。以上から、第1段階でより時間をかけて審査することによって、第2段階への進行を減らし、却下する割合も低下させながら、各案件に条件をつけつつも第1段階で通過させる、という傾向が高まっていることがわかる。以上から、環境影響評価制度の運用が安定し、制度としての定着が進みつつあることが示されている。

#### 第4節 環境影響評価の政治問題化と司法の関与

従来、台湾の反公害運動、開発反対運動は、裁判などの司法的手続きを用いず、開発主体やそれを許可する行政機関に対する直接的な抗議活動がその主流であった。行政が裁判に代わって用意した公害紛争処理制度も、期待されたほどは利用されていない。しかし近年では、環境影響評価制度の手続きへの当該地域の住民や環境保護運動団体などによる積極的な参加、さらには環境影響評価制度による許可手続きの不備を理由に裁判に訴える事例が、重要な開発計画にかかわっていくつかみられるようになった。

以下、中部科学工業園区第3期開発計画と国光石油化学開発計画を、最近の環境影響評価制度の政治問題化の事例として取り上げる。中部科学工業園区の建設は2003年末から始まり、開発計画の第1期の台中地区（台中県）、第2期の虎尾地区（雲林県虎尾郷）、台中地区（台中市）が完成し、それぞれに立地した工場で操業が行われている。第1期と第2期開発計画の環境影響評価は、わずか2、3週間程度で通過した。第3期の后里地区（台中県）、第4期の二林地区（彰化県）の開発計画でも、政府は環境影響評価のすみやかな通過を試みたが、地元住民、環境保護運動団体と開発主体、政府との紛争が発生している。2005年に始まった中部科学工業園区第3期開発計画の環境影響評価では、そのすべての過程に地元住民と環境保護運動団体が参加し、反対意見を述べ続けた<sup>(3)</sup>。しかし、ハイテク産業の振興を急ぐ中央政府全体の意を受け、環境影響評価を担当する行政院環境保護署はその手続きのすみやかな完了をめざし、その審査は異例の速さで進められ、わずかな条件を付けただけで開発計画は承認された。これを不服とした地元住民と環境保護運動団体は、行政訴訟を起こした。2010年1月に最高行政法院が、行政院環境保護署の環境影響評価の手続きに不備があったことを最終的に認定し、環境影響評価の手続きは無効とされた。以下、その間の経緯を簡単に説明する。

中部科学工業園区第3期開発計画は、国营企業台湾糖業が所有する后里農



場と七星農場の合計約246ヘクタールにおよぶ土地を利用して開発するものである。開発主体はほかの科学工業園区と同様、行政院国家科学委員会である。2005年10月、行政院国家科学委員会の中部科学工業園区管理局が行政院環境保護署に環境影響評価計画書を提出し、第3期開発計画の手続きが開始された。第3期開発計画の環境影響評価は、専門部会での検討を経て、環境影響評価審査委員会が2006年2月27日に后里農場部分について条件付きで通過し、6月30日に残りの七星農場部分についても条件付きで通過した。

環境保護運動団体らは、科学工業園区が大量の水を利用する計画であるにもかかわらず用水の計画が不十分であること、工業園区からの排水が冬期の渇水時には計画された希釈を実現できず、地下水などを通じて周辺の農業へ影響を及ぼす可能性があること、工業園区に入居する工場は多くの未知の化学物質を使用するにもかかわらず、それらの環境や健康への被害のリスク評価が不十分であることなどを理由に、環境評価審査委員会の拙速な通過を批判した<sup>(4)</sup>。審査委員会で通過に際して付けられた付帯決議でも、それらの問題についての調査を行うことが条件とされていたが、開発主体に対して開発の事前にそれらの調査を行うことを求めるものではなかった。付帯条件のうち事後的なものとしては、周辺住民と共同で環境モニタリング組織を運営することや、周辺住民の健康へのリスクの調査も盛り込まれていた。

環境影響評価審議委員会の委員の3分の2は、学識経験者から選出される。そのうち、環境保護運動団体と関係が深く意見をともにする委員たちは、上記のような強引な環境影響評価の通過には反対し続け、6月30日の最終的な通過に抗議して6名の委員が辞任し、委員会に対する政府の政治的圧力があつたと主張した。政府関係者は委員の3分の1を占めるに過ぎないが、残りの学識経験者の多くは官僚経験者から選ばれており、彼らに対する政府の影響力が行使されたと考えられた。

環境保護運動団体に後押しされた台中県后里郷の地元農民らは、この決定を覆すため、2006年8月29日にまず行政院に対して行政訴訟を起こしたが、退けられた。つづいて2007年3月28日に農民らは台北高等行政法院に提訴し

た。2008年1月31日、台北高等行政法院は中部科学工業園區第3期開発計画の環境影響評価通過の決定を無効とした。同年3月4日に行政院環境保護署が最高行政法院に上告し、係争中を理由として同開発計画の工事の停止を命じなかった。同年3月17日、農民らは台北高等行政法院に対して工事停止の仮処分を申請してこれが認められた。しかし2009年12月31日、最高行政法院は農民たちが求めた工事停止の仮処分を取り消している。そして2010年1月21日、最高行政法院は行政院環境保護署の上告を棄却し、環境影響評価手続きの無効が確定した。

この最高行政法院の判決に対して、行政院環境保護署長、沈世宏は激しく反発し、主要な新聞のすべてに意見広告を出して環境影響評価の手続きの正当性を主張し、開発に反対する学者や最高法院の判決を評価する学者らを激しく非難した。結局、行政院環境保護署はその環境影響評価を無効とする判決を受け入れず、中部科学工業園區第3期開発は停止されなかった。最高行政法院の判決に対して行政府が採り得る法的な方策はない。最高行政院の判決に行政府が従わないという事態は想定されていない。行政院環境保護署が判決を公然と批判し、その決定を無視するという、法治国家として異常な事態が続いている。

以上のように、環境問題、公害問題に対してこれまで積極的に関与しなかった司法が、中部科学工業園區第3期開発計画をめぐる紛争で、初めて重要な判断を下した。また、この計画に対する反対運動は、政府の開発政策、環境政策に対して、法的に根拠をもつ形で、重大な影響力を行使しているという意味で、画期的なものといえる。

環境影響評価の手続きへの市民参加という側面でも、中部科学工業園區第3期開発計画は重要な事例となった。この事例以前には、環境影響評価手続きへの住民、市民の参加の機会は限られたものであった。住民、市民は、事業主体が開催する説明会などに参加し、説明を受けるだけの存在であり、そうした機会に意見を述べることも可能であったが、それが環境影響評価に反映されるという制度的な保証はまったくなかった。中部科学工業園區第3期

開発計画において、環境影響評価の手続きでは初めて、行政手続法に基づく「聴証会」が開催された。聴証会は、前述した2001年に施行された行政手続法によって導入された制度である。行政手続法の施行を受けて、環境影響評価法でも2003年1月公布の改正で、それまでの「公聴会」に加えて聴証会がその手続きに採り入れられた。公聴会と聴証会の違いは、公聴会が単なる説明会に近い手続き的なものであるのに対して、聴証会はより公式の行政手続きにあたり、そこでの主催者の発言が守られなければ行政訴訟の対象となり得る。

后里郷の農民らは国家科学委員会に対して聴証会の開催を要求した。環境保護運動団体と立法委員が政府に働きかけた結果、中部科学工業園区第3期開発計画の聴証会が2007年5月17日と9月5日の2回にわたって開催された。環境影響評価審議委員会による通過の後に行われたという限界はあったが、聴証会の開催は画期的であった。とくに第2回の聴証会は、中部科学工業園区管理局副局長に加えて中立的な学者2名を共同議長として行われ、発言時間の制限も行わず、それぞれの議題に対して行政府と周辺住民、市民、環境保護運動団体が、初めて対等の立場で議論した。それまでの環境影響評価で行われていた一方的な説明に終始する公聴会では試みられなかった、社会的合意形成をめざした議論が初めて行われた<sup>(5)</sup>。

彰化県二林郷での中部科学工業園区の第4期開発計画、さらに同じく彰化県でナフサ分解プラントを含む大規模石油化学コンビナートを建設するという国光石油化学開発計画に続く、政府が推進する大規模プロジェクトでは、地域住民と市民は、聴証会の開催を要求し、環境影響評価の手続きが進行するなかで、開催を実現させている。しかし、2010年12月に行われた国光石油化学開発計画の環境影響評価における聴証会は問題の多いものであった<sup>(6)</sup>。

国光石油化学開発計画は、ナフサ分解プラントを中心とした大規模石油化学コンビナートの建設計画であり、2007年に雲林県離島工業区での計画が発表され、環境影響評価の手続きが進められた。2009年に建設地点が彰化県に変更され、環境影響評価の手続きが継続された。国光石油化学開発計画も、中部科学工業園区と同様に、政府が推進する国家プロジェクトである。しか

し、ハイテク工業の研究開発を中心とする中部科学工業園区とは異なり、石油化学工業という燃料と工業用水を大量に消費し、大気や水質への負荷が大きい伝統的な重化学工業を、すでに多数のナフサ分解プラントが運転されている台湾にこれ以上建設する必要があるのかという疑問が、環境保護運動団体や市民から投げかけられている。

国光石油化学開発計画の環境影響評価における聴証会は、2010年12月に、開発主体を管轄する經濟部工業局によって開催された。中部科学工業園区第3期開発計画とは異なり、環境影響評価の手続きが進められる過程での聴証会の開催であったが、中部科学工業園区第3期開発計画での聴証会での経験はほとんど活かされることがなかった。聴証会は、事前に十分な期間を空けて告知することが義務づけられているにもかかわらず、經濟部工業局が告知したのは開催の約10日前であり、環境保護運動団体や住民の参加者が十分な準備を事前に行うことができなかった。また、議事進行は經濟部工業局の副局長が行い、多くの参加者に十分な発言時間が与えられなかった。2011年1月、国光石油化学開発計画の第4回環境影響評価審査委員会が開催され、会場となった台北の行政院環境保護署を約1000人の学生たちが取り囲み、反対を訴えたため、環境影響評価手続きを終了することができなかった。環境影響評価の手続きの混乱を受けて、2011年4月に馬英九総統が不支持を表明したことにより、国光石油化学の彰化県での建設計画は中止を余儀なくされた。その後、国光石油化学はマレーシアの国営石油会社ペトロナス (Petronas) によるマレーシアでの石油化学プラント建設計画への参加を検討している。

また、彰化県二林鎮への立地が計画された中部科学工業園区第4期開発計画 (二林地区) についても、公聴会が行われ、影響を受ける周辺の農民、住民と環境保護運動団体が参加した。二林地区での第4期開発計画では、その産業構成の比重の60%を液晶パネルなどのオプトエレクトロニクス産業が占め、半導体 (オプトエレクトロニクス産業以外)、精密機械、バイオテクノロジー、再生可能エネルギーがそれぞれ10%という方針であった。この光電産業を中心とした計画が実施されれば、大量の用水を取水することにより周辺

の農地に用水不足をもたらし、排水による環境への影響が懸念されていた。農民や環境保護運動団体はこの計画にも激しく抵抗し、その運動には文学者ら多くの知識人や市民が支援を表明した。6カ月あまり続いた激しい反対運動を受けて、国家科学技術委員会は2012年8月、計画を変更して、光電産業の比重を大幅に引き下げた。光電産業の比重を60%から20%に引き下げ、代わりに精密機械を35%に、半導体（光電産業以外）を20%に、バイオテクノロジーを15%に、それぞれ引き上げる。この変更により、二林地区の揚水量は8分の1に、排水量は6分の1に減少する。周辺の農業用水、水環境への影響の軽減を図ると同時に、液晶パネル大手の友達光電（AU Optonics Corp.: AUO）が同地区への進出を中止したことも、この計画変更の背景にあった（『経済日報』2012年8月14日）。

さらに、2012年10月11日、高等行政法院は中部科学工業園區第4期開発計画に反対する農民らの訴えを認め、開発計画は都市計画にかかわる「區域計畫法」および農地にかかわる「農業發展條例」に違反しており、国土利用と地下水層保全に対して重大な影響を与えるとして、その開発許可を取り消した。事業者である国家科学委員会、中部科学工業園區管理局は、最高行政法院への上訴による開発許可の回復に自信を示し、2013年上半期の操業開始の予定に影響ないと主張している（台湾の行政訴訟は二審制）。

以上にみたように、環境影響評価の手続きは政治化しつつ、一定の市民参加を確実に広げつつある。環境紛争のなかでも、既存の環境汚染に対する抗議運動ではなく、とくに新たな大規模開発計画に対する反対運動については、今後は環境影響評価の手続きが、そのおもな争いの場となることが予想される。また、その争いの形態も、かつてみられた自力救済による直接的な実力行使ではなく、聴証会にみられるような制度的に保障された公開の議論によるものへと変化しつつある。

## 第5節 環境影響評価制度による環境政策への市民参加

「環境」とは、経済開発過程での社会変動と関連づける文脈では、社会・経済と自然資源との境界であり、そこで起こるさまざまな相互作用が顕在化し認識されたときに、それが環境問題として現れると考えることができる。民主化の進展と環境政策の形成の過程で環境保護運動は重要な役割を果たし、台湾の環境を共有するひとつのまとまりとして、環境を保全するという意識が、社会のなかで共有されるようになってきた。しかし、具体的な環境政策、たとえば自然資源の長期的な利用にかかわる個々の大規模開発をめぐる利害の調整というレベルで、環境が社会をひとつにまとめる要因として働くとは必ずしもいえない。また、環境保全に対する態度は「族群」（エスニシティ）という台湾社会の境界とは、少なくとも民主化の進展後は必ずしも重ならない。また、開発と環境保全の問題は、台湾の政治を規定してきた「統独問題」（中国大陸の政権に対する態度）とも重ならない<sup>(7)</sup>。民進党は、権威主義体制からの民主化の過程でさまざまな社会運動との連携し、良好な関係を保ち続けていた。環境保護運動団体、とくに反原発運動とは人脈的にも深いつながりをもっていた。しかし、2000年に陳水扁が総統に就任して民進党政権が誕生し、その直後に打ち出した第四原子力発電所の建設中止の方針が政治的に挫折して以後は、民進党と環境保護運動団体との関係は単純ではなくなった。

中部科学工業園区の開発計画のようなハイテク産業を推進する姿勢は、2008年に復帰した国民党政権だけではなく、2000年から2008年までの民進党政権でもみられた。中国大陸への経済活動の移転による台湾経済の空洞化や、ハイテク産業の研究開発部門が中国大陸に依存することは、国民党政権よりも民進党政権にとってこそ、政治的に容認できないものであったはずである。ハイテク産業の推進は、民進党政権にとっては経済界からの支持を拡大するためにも重要な手段であったし、国民党政権にとっては開発の利権をめぐっ

て経済界と長年にわたって続いていた相互依存を政権復帰後に構築し直す意味でも重要であった。

具体的な産業公害対策や開発計画では、多様な主体の利害と不確実性に対する態度を調整する必要がある。個々の開発プロジェクトだけではなく、政策の評価においても、環境影響評価制度は情報開示と市民の参加を保障して、社会的合意を形成するための有効な手段となり得る。環境影響評価制度は、導入当初は市民参加の手段として必ずしも有効に利用されなかったが、近年では市民と環境保護運動団体の積極的な参加がみられるようになり、評価結果に不満をもつ市民による行政訴訟によって、政府の大規模開発プロジェクト推進政策の法的正当性を脅かすという、新たな事態を招いている。

産業の空洞化を防ぐためにITなどのハイテク産業の国内での発展を推進する政策は、台湾社会において一定の正当性をもつと考えられている。社会的亀裂を広げることを防ぎながらその開発政策を推進するためには、ハイテク産業の便益を強調するだけでなく、その潜在的なリスクと環境への影響を市民に明らかにし、市民の参加に基づく社会的合意の形成を行う必要がある。中部科学工業園区第3期開発計画では、ハイテク産業の推進を急ぐ政府は、環境影響評価のプロセスを省略しようとして、社会的な合意の形成に失敗した。中央政府内で市民の環境保全への要求を取り込む役割を果たすと期待された行政院環境保護署が、この問題では、開発を推進するために必要な手続きを無視し、市民参加を妨げる動きを示し続けている。環境影響評価は、経済開発の環境への影響の事前の予測に基づく社会的合意形成の過程である。環境への影響の推測という作業の検証は個々の市民には困難であり、制度の透明性と運営に対する社会の信頼と、中立的な専門家の役割の尊重が、有効な合意形成のためには不可欠である。中立的な立場で環境影響評価制度を運営するはずの行政院環境保護署が開発を推進する立場に立っていると市民に疑わせるような、中部科学工業園区第3期開発計画をめぐる動きは、この制度の根幹を揺るがしかねない。また、政府は中部科学工業園区の第3期開発計画では、行政訴訟で敗訴して環境影響評価の不備が法的に確定したにもか

かわらず開発を強行したが、第4期開発計画では環境影響評価の過程で指摘された用水と排水の問題を解決できず、液晶パネルなどのオプトエレクトロニクス産業中心から精密機械中心へと、計画内容の大幅な変更を余儀なくされた。結局、国内でのハイテク産業の推進という政策目的も十分に達成できなかった。

さらに、国光石化建設計画に対する社会的な論争にみられるように、資源とエネルギーを大量に消費し、大気や水質への負荷が大きい石油化学工業を台湾でこれ以上開発するかどうかという、産業構造政策と経済開発の方向性にかかわる問題も、環境影響評価の手続きのなかで、一定の市民参加が実現されるなかで、議論されるようになっていく。

一方で、これまで環境問題、環境紛争の社会的な解決に際して重要な役割を果たしてこなかった司法が、行政訴訟の形で初めて政府の行政手続きに介入し、強い影響力を示した。経済開発と環境にかかわる問題に対する司法の態度の変化は、「公民訴訟」においても顕著に表れている<sup>(8)</sup>。公民訴訟が初めて採り入れられたのは大気汚染防止法の1998年の改正であり、2002年に成立した環境保護基本法にも採り入れられている。環境影響評価法にも、2003年の改正で導入されている(第二十三条八、九)。公民訴訟は、すでに発生している環境問題や開発計画において、直接被害を受ける周辺住民などの関係者ではなくても、問題に関心をもつ市民が社会全体の公益を守るために裁判に訴えることを認める制度である。

## おわりに

1994年12月の環境影響評価法の成立過程では、台湾政治を規定する「統独問題」では正反対の立場にあった当時の2つの野党が、環境保護運動団体らの意見を採り入れることによって、評価制度への市民参加を可能にする条項がいくつも採り入れられた。これは当時の立法院の政治状況がもたらしたあ



る種の偶然によって実現したものである。また、環境影響評価法の成立過程には長い年月を要したが、当時の立法院の状況ではほかの法律と比べてとくに長いわけではなく、またその過程で経済界から法の制定について表立った反対は表明されていない。このことは、のちに環境影響評価が政治問題化した2000年代後半から振り返ると意外である。環境影響評価法の成立の過程では、経済界よりも、経済建設委員会や經濟部工業局などの政府機関が、自らが推進する産業化への影響を懸念していた。

「環境保護」という新たな利害関心が、基本的な立場が異なる2つの野党の実質的な協力関係を、一時的なものであったが、可能にした。そうして環境影響評価制度に採り入れられた市民参加が、台湾の産業発展の方向に大きく影響を与え、開発政策の根底を揺るがしかねない事態をもたらしている。

台湾では、政治的自由化、民主化にともない、環境保護運動が活発に行われるようになり、代表的な社会運動のひとつとなった。環境保護運動は、民主化が進展する過程で、一定の政治的な役割も果たしたと評価されている<sup>9)</sup>。行政が多様な環境問題に対して対処する経験も能力もなかった時期には、公害紛争の頻発による社会的な混乱がみられたが、環境政策の制度と組織が整備されて生活環境の改善などで実績が上がるにつれて、自力救済のような激しい環境紛争は減少していった。この間、司法はほとんどその役割を果たしてこなかったが、2000年代後半になって、経済開発と環境保護をめぐる問題において、環境影響評価や公民訴訟を通じて、政府の開発政策の方向に大きな影響を与えるような重大な決定を行うようになってきている。環境影響評価制度への市民の参加の拡大は、行政の問題処理能力と、司法の役割の拡大とあわせて、開発と環境にかかわる主要な主体が、台湾社会のなかでようやく出そろい、制度的にその活躍の場所を確保し、社会的な合意形成のための基盤が整いつつあることを示唆している。1990年代初め以降、国政レベルでの選挙が繰り返され、2000年の総統選挙では政権交代が実現し、さらに2008年の総統選挙では再度の政権交代が起こった。台湾では、このような選挙を通じた民主主義の定着と対応して、その定着のプロセスとの相互作用を通じ

て、後発の公共政策である環境政策がその形成過程で市民の利害を反映させるような形で、社会のなかに埋め込まれつつあるとみることができる。個別の開発プロジェクトの可否を超えて、台湾全体の環境保全是どのような方向をめざすのか、市民の利害関心をどのように政策に取り入れるのか、市民参加のあり方について、社会的に合意される必要がある。台湾の環境政策の形成過程を、市民の参加の拡大という側面からみることは、産業化による経済発展を実現しつつある多くの発展途上国における経済開発と環境保全とのかわりについて考察するために、重要な参照枠組みを提供するであろう。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) 1993年から1994年にかけての環境影響評価法制定の政治過程については、Tang and Tang [2000]、徐世榮・許紹峰 [2001]、Tang et al. [2005]などを参照。なお、当時の立法院は定数が161で、新党は1993年8月の結党時は7議席の少数政党であったが、1995年12月の立法委員選挙では21議席を獲得しており、環境影響評価法制定の過程はその勢力を拡大しつつある時期だった。
- (2) 台湾の環境影響評価制度、環境影響評価法については、何玉麗 [1996]、黄 [2001]などを参照。環境影響評価への市民参加の制度的な側面について、王毓正 [2010]が国際比較を行いながら分析している。制度の運用実態やその問題点については、湯京平 [1999]、湯京平・邱崇原 [2010]などの研究がある。
- (3) 中部科学工業園區第3期開発計画の環境影響評価についてはTu and Lee [2008]、杜文荅 [2010]、寺尾 [2012]を参照。
- (4) IT産業などのハイテク産業ではさまざまな化学物質を利用するが、環境影響評価制度ではその運用において、事前の評価項目に水質ではBOD、COD、SSなど、大気では硫黄酸化物、窒素酸化物など、伝統的な汚染物質しか入れておらず、産業の多様化、高度化に十分に対応できていなかった。
- (5) 第2回聴証会については、当日の参加者による合意に基づき、詳細な記録（中部科学工業園區管理局 [2007]）が中部科学工業園區管理局によって作成され、同局のホームページ（<http://www.ctsp.gov.tw>）で公開されている。
- (6) 国光石油化学開発計画とその環境影響評価については朱淑娟 [2011]、その聴証会については王毓正・杜文荅 [2010]を参照。
- (7) 呉淑人は2008年の国民党の政権復帰以後を取り上げて、馬英九政権が「競争の権威主義」に陥り民主主義体制を退化させ、また数々の政策的失敗を繰り返したことへ対応として、市民社会が再活性化するよって民主主義が定着

するという逆説的な結果がもたらされた」と論じている。「逆説的な民主主義の定着」とは具体的には、信頼を失った民進党に代わって市民社会が発言し、国民党政権の行政権拡大を牽制することである。呉 [2012] では、台湾の市民社会が再活性化の過程で進歩的パトリオティズム、市民的ナショナリズムを獲得する際に重要な役割を果たした社会運動のひとつとして環境保護運動が取り上げられている。中部科学工業園区第3期、第4期開発計画、国光石油化学の開発計画に反対する運動も、事例として取り上げられている。さらに、呉 [2012] は環境保護運動のイデオロギーを分析し、新自由主義によるグローバル化圧力への反発や農民の土地を重視する伝統的ナショナリズムの特徴だけではなく、普遍的な公共益との結びつきがみられると主張している。運動の手法と言説についても、理性的な論証と感性的な訴えかけという2つの類型を見出している。理性的な論証は、本章で取り上げた環境影響評価の過程での専門家の役割や、公聴会、聴証会での公開の議論にもみられる。感性的な訴えかけは、文学者や運動家による「台湾の永続的な発展」、国民の自主的な力によって全国民の共有財である生態環境や文化遺産を守ろう、といった言説に見出されている。ここに、「環境」に関する言説が、「統独問題」と「族群」の境界を越えて、台湾の市民社会を統合する理念のひとつとなり得ることが示されている。

- (8) 台湾における環境問題にかかわる「公民訴訟」については、葉 [2010] を参照。葉 [2010] では、2009年7月の時点で係争中のものを含むすべての事例であった9件の環境保護にかかわる公民訴訟を紹介している。
- (9) 寺尾 [1993], Tang and Tang [1997], Hsiao [1999], 黄錦堂 [1999], Terao [2002], 何明修 [2006]などを参照。

### 〔参考文献〕

#### <日本語文献>

- 黄三榮 [2001] 「環境影響評価制度における住民の地位——台湾と日本の比較——」(上), (下) (『萬國法律雙月刊』No. 117 6月 65-74ページ; No. 119 10月 103-117ページ)。
- 呉毅人 [2012] (若畑省二訳) 「社会運動, 民主主義の再定義, 国家統合——市民社会と現代台湾における市民的ナショナリズムの再構築 (2008~2010年)——」(沼崎一郎・佐藤幸人編『交錯する台湾社会』アジア経済研究所 311-365ページ)。
- 寺尾忠能 [1993] 「台湾——産業公害の政治経済学——」(小島麗逸・藤崎成昭編

- 『開発と環境——東アジアの経験——』アジア経済研究所 139-199ページ。  
 —— [2012] 「『開発と環境』をめぐる台湾社会の変動と市民参加——公害・環境紛争と環境影響評価制度を中心に——」(沼崎一郎・佐藤幸人編『交錯する台湾社会』アジア経済研究所 287-310ページ)。  
 葉俊榮 [2010] (徐行訳) 「環境アセスメントにおける市民訴訟の運用——台湾における実践と検討——」(『新世代法政策学研究』No. 6 4月 29-50ページ)。

<中国語文献>

- 杜文荅 [2010] 「環評決策中公民參與的省思——以中科三期開發爭議為例——」(『公共行政學報』第35期 6月 pp. 29-60)。  
 何明修 [2006] 『綠色民主——台灣環境運動的研究——』台北 群學出版。  
 何玉麗 [1996] 「我國環境影響評估法制之分析」(『台灣經濟研究月刊』第19期 12月 pp. 106-112)。  
 黃錦堂 [1999] 「民主化對環保政策之衝擊與因應之道」(朱雲漢・包宗和編『民主轉型與經濟衝突——90年代台灣經濟發展的困境與挑戰——』台北 桂冠圖書 pp. 113-154)。  
 湯京平 [2000] 「民主行政與永續發展——比較台灣與香港的環境評估制度與運作——」(『問題與研究』第39期 8月 pp. 17-36)。  
 湯京平・邱崇原 [2010] 「專業與民主——台灣環境影響評估制度的運作與調適——」(『公共行政學報』第35期 6月 pp. 1-28)。  
 王毓正 [2010] 「從奧爾爾斯公約檢視我國環境影響評估法制中民眾參與之規範」(『公共行政學報』第35期 6月 pp. 61-117)。  
 王毓正・杜文荅 [2010] 「戳破『山寨版聽證會』的牛皮」(『中國時報』12月13日)。  
 徐世榮・許紹峰 [2001] 「以民眾觀點探討環境影響評估制度」(『臺灣土地研究』第2期 5月 pp. 101-130)。  
 中部科學工業園區管理局 [2007] 「『中部科學工業園區后里園區開發計畫』第二次聽證會紀錄」10月3日 台中 行政院國家科學委員會中部科學工業園區管理局。  
 朱淑娟 [2011] 「揭發九大程序不正義！——一位獨立記者的國光石化五百天紀錄——」(『商業周刊』1212期 2月14日-20日 pp. 56-66)。

<英語文献>

- Hsiao, Hsin-Huang Michael [1999] "Environmental Movements in Taiwan," in Yokshiu F. Lee and Alvin Y. So, eds., *Asia's Environmental Movements: Comparative Perspectives*, New York: M.E. Sharpe, pp. 31-54.  
 Tang, Ching-Ping, and Shui-Yang Tang [2000] "Democratizing Bureaucracy: The Political Economy of Environmental Impact Assessment and Air Pollution Fees

- in Taiwan,” *Comparative Politics*, Vol. 33, pp. 81-99.
- Tang, Shui-Yan, and Ching-Ping Tang [1997] “Democratization and Environmental Politics in Taiwan,” *Asian Survey*, Vol. 57, No. 3, pp. 281-294.
- Tang, Shui-Yan, Ching-Ping Tang, and Carlos Wing-Hung Lo [2005] “Public Participation and Environmental Impact Assessment in Mainland China and Taiwan: Political Foundations of Environmental Management,” *Journal of Development Studies*, Vol. 41, No. 1, pp. 1-32.
- Terao, Tadayoshi [2002] “An Institutional Analysis of Environmental Pollution Disputes in Taiwan: Cases of ‘Self-Relief,’ ” *Developing Economies*, Vol. 40, No. 3, pp. 284-304.
- Tu, Wenling, and Yujung Lee [2008] “Does Standardized High-Tech Park Development Fit Diverse Environmental Conditions? Environmental Challenges in Building Central Taiwan Science Park,” in *Proceedings of the 2008 IEEE International Symposium on Electronics and the Environment*, San Francisco, Calif.: Institute of Electrical and Electronics Engineers, pp. 177-182.

